

◎佐賀県条例第13号

佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例
 佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年佐賀県条例第43号）の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(教育職員の教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 教育職員（佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号。以下「給与条例」という。）別表第1高等学校等教育職給料表又は別表第2中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける者に限る。第6条において同じ。）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の特2級、2級又は1級である者（指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。第6条において同じ。）を除く。）には、その者の給料月額の100分の10に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)</p> <p>第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく<u>人事委員会規則等</u>の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。</p> <p>(1)～(9) 略</p>	<p>(教育職員の教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 教育職員（佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号。以下「給与条例」という。）別表第1高等学校等教育職給料表又は別表第2中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける者に限る。第6条において同じ。）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の特2級、2級又は1級である者（指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。<u>第4条第2項及び第6条</u>において同じ。）を除く。）には、その者の給料月額の100分の10に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)</p> <p>第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく<u>人事委員会規則その他の規程</u>の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>2 指導改善研修被認定者に係る佐賀県職員の退職手当に関する条例及びこれに基づく規則その他の規程の規定の適用については、その者が教育公務員特例法第25条第1項の規定による認定を受けていないと仮定した場合におけるその者の受けるべき前条第1項</u></p>

改正前	改正後
	<u>の教職調整額は、給料とみなす。</u>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。